

# 東京都立図書館所蔵 16 ミリ映画フィルム試写・予約サービス実施要領

平成 23 年 3 月 26 日 22 多摩図第 312 号  
改訂 平成 29 年 1 月 29 日 28 多摩図第 325 号

東京都立多摩図書館

## 第 1 条 目的

この実施要領は、「東京都立図書館所蔵 16 ミリ映画フィルム等団体貸出要綱」に基づき東京都立多摩図書館（以下「多摩図書館」という。）所蔵 16 ミリ映画フィルムを登録団体が借り出すためのフィルムの選定を容易に行えるようにすることを目的とする。

## 第 2 条 対象

対象は、登録団体とする。

第 3 条 試写は、都立多摩図書館所蔵の機材を使用し、場所は多摩図書館内セミナールームで行う。

## 第 4 条 予約・試写の利用条件

- 1 予約可能な期間は、試写を行おうとする日の 1 年前から 10 日前まで。
- 2 試写時間は 1 日 3 時間以内。なお、試写時間には機器の設置、撤去、後片付けの時間を含む。
- 3 利用時間は午後 1 時から午後 4 時 30 分まで。
- 4 予約できる 16 ミリ映画フィルムの量は 30 作品及び 300 分以内。
- 5 試写に参加できる人数は、5 人まで。
- 6 多摩図書館の休館日及び祝・休日を除く。
- 7 セミナールームおよび利用フィルム、機器類は原状に復帰させ、返還する。

## 第 5 条 予約及び取り消し

- 1 試写・予約を利用する団体は、様式「東京都立多摩図書館 16 ミリフィルム試写予約申込書」により申請する。
- 2 予約は電話、Eメール、FAX、来館、郵送でできる。
- 3 試写予約申込み団体は、予約を取り消す事由が発生した場合、速やかに多摩図書館に連絡すること。

## 第 6 条 利用団体の責任

利用団体は、多摩図書館カウンターで 16 ミリ映画フィルムおよび機器を借り受けてからカウンターに返却手続きが終了するまでの間の 16 ミリ映画フィルムおよび機器の管理に責任を持たなければならない。

## 第 7 条 弁償

第 6 条に記載されている期間内に、貸し出した 16 ミリ映画フィルムおよび機器に汚・破損が生じた場合は、多摩図書館館長は利用団体に弁償させることができる。

付則

この規則は平成 29 年 1 月 29 日から実施する。